

水銀に関する水俣条約の締結について

平成 28 年 2 月 12 日

政府は、平成 28 年 2 月 2 日、水銀に関する水俣条約を受諾する旨の閣議決定を行った。これを受け、現地時間同日午前（日本時間 3 日未明）、国連本部（ニューヨーク）にて同条約の受諾書を国連事務総長に寄託し、日本は 23 番目の締約国となった。

水銀に関する水俣条約は、50 カ国目の締結の日の後 90 日目に発効する。

（参考）水銀に関する水俣条約の締約国（平成 28 年 2 月 10 日現在）

【アジア・太平洋】 サモア、日本、モンゴル

【中東】 アラブ首長国連邦、クウェート、ヨルダン

【アフリカ】 ガボン、ギニア、ジブチ、セイシェル、チャド、
マダガスカル、モーリタニア、レソト

【欧州】 モナコ

【米州】 ウルグアイ、ガイアナ、ニカラグア、パナマ、米国、
ペルー、ボリビア、メキシコ

計 23 カ国

水銀に関する水俣条約の締結の閣議決定について

平成28年2月2日
環境大臣 丸川 珠代

先の国会での承認を経て、本日の閣議で「水銀に関する水俣条約」の締結を決定しました。近日中に国際連合事務総長宛に受諾書が寄託される予定です。

水俣条約は、水銀の採掘から使用、大気への排出や廃棄に至るまで、水銀のライフサイクル全体を規制するものであり、世界各国が国際的な協調の下に水銀の使用量や排出量を減らし、健康や環境へのリスクを削減しようとする大変意義深いものです。

本年は水俣病の公式確認から60年を経過する年となります。我が国は、水俣病による甚大な被害を踏まえた水銀対策を共有することを通じて水俣条約の交渉をリードしてまいりました。我が国がこの条約を早期に締結できるよう御尽力いただいた全ての関係者に深く感謝します。

水俣条約の効果的な実施のためには、先進国のみならず、現に水銀の使用量や排出量の多い途上国の、より多くの参加が欠かせません。このため、我が国としては、途上国における水銀の使用・排出状況や水銀対策ニーズの把握、水銀モニタリングネットワークの構築等を通し、途上国が水俣条約を適切に実施していくことが可能となるよう支援し、途上国の条約締結を促してまいります。

また、国内では、昨年の水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正などにおいて水俣条約で求められる対応以上の取組を盛り込んだところであり、世界の水銀対策をリードするべく、国内の水銀対策を着実に実施してまいります。

世界のどの地域でも水俣病のような水銀による深刻な環境汚染と健康被害が二度と繰り返されることがないように、世界の水銀対策を更に大きく前進させるべく、引き続き全力を尽くします。